新庄河川事務所　最上南部流域治水出張所

伐採木を無償で提供します

最上南部流域治水出張所では、資源の有効活用と
コスト縮減を図るため、工事で発生した伐採木を無償提供します。



【伐採木の種類等】　ヤナギ等の幹や枝
※様々な樹種の伐採木が混在しています。
※１ｍ程度に切断しています。

【提　供　場　所】　最上郡舟形町富田　地内
富田堤防（詳細は下記をご覧下さい。）

【提　供　期　間】　**令和４年１２月８日（木）９：００～**
無くなり次第終了（先着順）
９：００～１７：００（土日、祝日は除く）
※上記日時前の持ち出しは禁止ですので、ご留意願います。



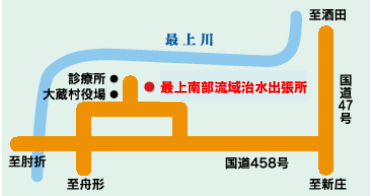
【申　込　方　法】　同意書(裏面参照)に記入し、直接出張所にお持ち頂くか、
FAXで申し込みをお願いします。電話での申し込みはできません。
※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、来所時はマスクの着用をお願いします。
受付時間は平日の９：００～１６：３０までです。

伐採木　無償提供場所
(堤防上になります)





問い合わせ先　国土交通省　東北地方整備局
新庄河川事務所　最上南部流域治水出張所
住　所：山形県最上郡大蔵村清水字堀川２３４６
電　話：０２３３－７５－２２０４
ＦＡＸ：０２３３－７５－３０２３



同意書

伐採木の無償提供を受けるにあたり、下記の注意事項を確認し、同意します。

【注　意　事　項】

◆本同意書に必要事項を記入の上、最上南部流域治水出張所で受付担当者の確認を受けた後、伐採木を受領してください。
◆搬出にあたっては、堤防や河川敷等の河川管理施設を損傷させないようにしてください。
◆伐採木の持ち帰りに必要な積込み、運搬等は申込者自身で行っていただきます。
◆積込・運搬作業時の事故や提供後の使用に伴うトラブル等については、国土交通省では一切責任を負いません。
予めご了承いただき、事故のないよう十分に注意して作業を行ってください。
◆新型コロナウイルス感染拡大防止のため、作業時は密にならないよう間隔を取るなど、感染拡大防止に努めてください。
◆積込・運搬時においては、木の落下防止に努め、通路に木片等を飛散させた場合には、責任を持って清掃してください。
◆引き取った伐採木の使用にあたっては、投棄や転売等は厳に行わないでください。
◆トラック等への積込みにあたっては、過積載は行わないでください。
◆提供にあたっては、出張所の指示に従ってください。指示に従っていただけない場合は、提供をお断りする場合があります。
◆内容の詳細にあたっては出張所までお問い合わせください。

希望量	軽トラック＿＿＿台分程度　・　その他（　　） **※一人あたり軽トラックで最大2台までとします。**
利用目的	薪　・　ほだ木　・　その他（　　）

国土交通省　東北地方整備局
新庄河川事務所　最上南部流域治水出張所長　宛て

令和＿＿年＿＿月＿＿日

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

電話＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

個人情報の保護について
上記同意書で得た個人情報は、伐採木提供の適正な管理のため必要とするものであり、それ以外の目的には使用しません。